

NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 交通政策部環境・物流課

(担当) 丸山・武井

(電話) 06-6949-6410

令和6年7月19日

令和6年度「モーダルシフト等推進事業」 (補助事業)の二次募集開始

温室効果ガスの排出削減、流通業務の省力化による持続可能な物流体系の構築を図るため、本日より「モーダルシフト等推進事業」(補助事業)の二次募集を開始します。

中継輸送による物流効率化の取組についても補助対象に追加します。

対象となる事業

1. 物流総合効率化法に基づく総合効率化計画策定のための調査事業

【総合効率化計画策定事業】

2. 物流総合効率化法の総合効率化計画に基づき実施する事業

【モーダルシフト推進事業・幹線輸送集約化推進事業・過疎地域のラストワンマイル配送効率化推進事業・中継輸送推進事業】

事業概要

1. 補助対象事業者

荷主及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会

2. 補助対象経費(補助率)

総合効率化計画策定事業

(定額・上限 200 万円 + 最大 1/2・上限 300 万円※ = 上限総額 500 万円)

モーダルシフト推進事業・幹線輸送集約化推進事業・過疎地域のラストワンマイル配送効率化推進事業・中継輸送推進事業

(最大 1/2・上限 500 万円 + 最大 2/3・上限 500 万円※ = 上限総額 1,000 万円)

※下線部が、省人化・自動化に資する機器導入等の計画、実際に当該機器を用いて運行する場合の補助上限と補助率

3. 予算額・・・164 百万円

応募方法

国土交通省 Web サイト(下記 URL)に掲載の交付要綱、実施要領及び応募要項等を熟読の上、申請様式等を事業計画の主とする地域を管轄する地方運輸局等へご提出願います。

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/ms_subsidy.html

スケジュール

応募期間:令和6年7月19日(金)～8月23日(金) 17時まで(必着)

補助対象事業者の認定(交付決定):10月初旬頃を予定

補助対象期間

総合効率化計画策定事業:令和6年10月1日～令和7年2月末日

モーダルシフト推進事業・幹線輸送集約化推進事業・過疎地域のラストワンマイル配送効率化推進事業・中継輸送推進事業:

総合効率化計画認定の日※または令和6年10月1日のどちらか遅い方～令和7年2月末日

※総合効率化計画の認定の標準処理期間は1ヶ月です。

配布先:青灯クラブ、近畿電鉄記者クラブ、陸運記者会、海事関係業界プレス

物流分野の労働力不足に対応するとともに、温室効果ガスの排出量を削減しカーボンニュートラルを推進するため、物流総合効率化法の枠組みの下、トラック輸送から、よりCO₂排出量の少ない大量輸送機関である鉄道・船舶輸送への転換（モーダルシフト）等を荷主・物流事業者を中心とする多様・広範な関係者の連携のもとに推進する（**物流GX**）。また、省人化・自動化の取組を進めることで、物流DXを推進し、さらに物流効率化を加速させることとする。

物流の革新に向けた政策パッケージにおいて物流GXや物流効率化を強力に促進するとしていることも踏まえ、モーダルシフト等の物流効率化を図る取組において、「協議会の開催等、物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の策定のための調査事業に要する経費」や「認定を受けた総合効率化計画に基づき実施するモーダルシフト及び幹線輸送の集約化、過疎地域のラストワンマイル配送の効率化、中継輸送の初年度の運行経費」に対して支援を行うとともに、省人化・自動化に資する機器の導入に対して支援を行う。

実施に向けた主な流れ

- 協議会の立上げ
 - 物流事業者、荷主等の関係者による物流効率化に向けた意思共有
- 協議会の開催
 - 関係者の参集、輸送条件に係る情報やモーダルシフト等の実現に向けた課題の共有及び調整、CO₂排出量削減効果の試算等
- 総合効率化計画の策定
 - 協議会の検討結果に基づき、物流総合効率化法に規定する「総合効率化計画」の策定
- 総合効率化計画の認定・実施準備
- 運行開始

計画策定経費補助

運行経費補助

補助上限・補助率

上限総額
500万円

省人化・自動化機器導入
上限300万円
(補助率：1/2以内)

計画策定経費補助
上限200万円
(補助率：定額)

上限総額
1,000万円

省人化・自動化機器導入
上限500万円
(補助率：2/3以内)

運行経費補助
上限500万円
(補助率：1/2以内)

省人化・自動化への転換・促進を支援

計画策定経費補助・運行経費補助に該当する取組のうち、**省人化・自動化**に資する機器の導入等を計画したり、実際に当該機器を用いて運行する場合には、**補助額上限の引上げ等**を行う。

省人化・自動化機器の導入例

- 荷物の保管場所から荷さばき場までの無人搬送車での移動
- ピッキングロボットや無人フォークリフトを使用したパレット、コンテナ等への荷物の積付け



無人搬送車



ピッキングロボット



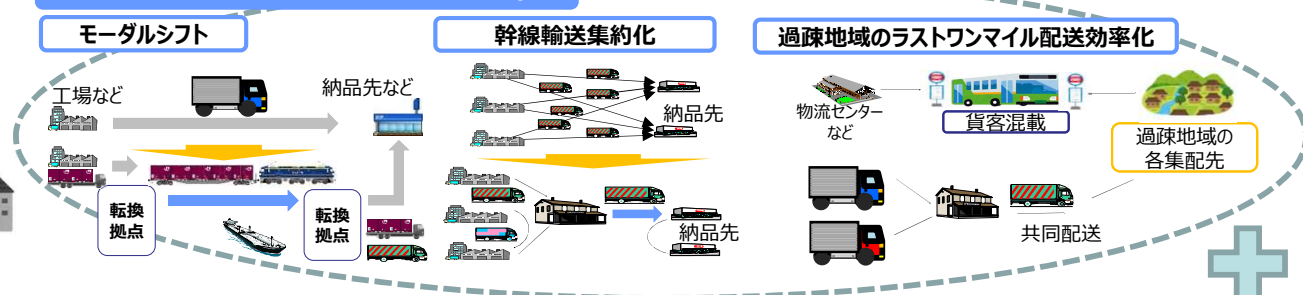
無人フォークリフト

計画策定経費補助の支援対象となる取組

「総合効率化計画」の策定のための調査に要する費用が対象一例



運行経費補助の支援対象となる取組



【中継輸送の取組の促進《拡充》】

令和6年度からのトラックドライバーへの時間外労働の上限規制が適用され、長距離幹線輸送を中心に、長時間労働の解決策として、一つの工程を複数人で分担する中継輸送が期待されているところ。一方、複数事業者間における中継輸送においては、交代・交換場所の確保や収益配分、運行管理等の調整に時間を要するため、促進には一層の**インセンティブ**が必要。そのため、**中継輸送による物流効率化の取組についても、運行経費補助の対象**とすることで、物流効率化の更なる推進を図る。

中継輸送の例

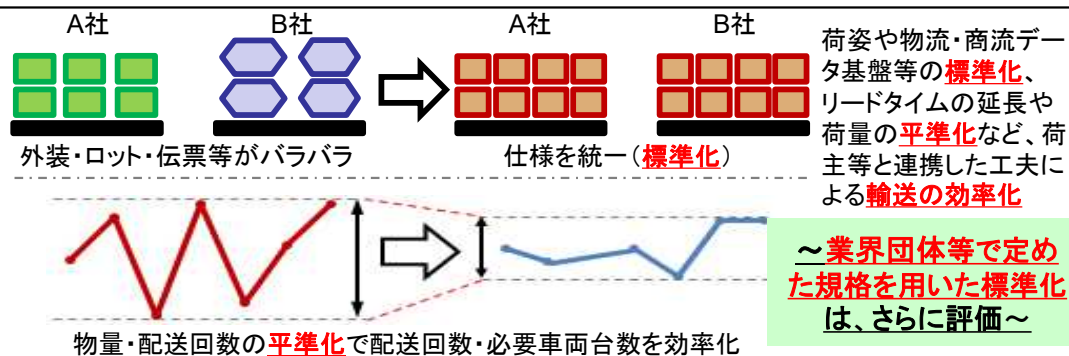


【想定される経費】
・施設利用料
・土地賃借料
・高速道路料金
(割増分) 等

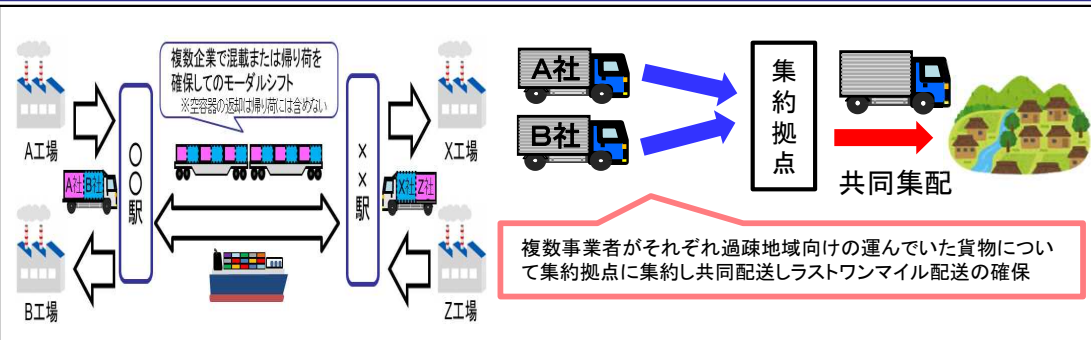
令和6年度 モーダルシフト等推進事業において優先的に採択する案件の例

※下記の取組を優先的に採択するが、これ以外の取組も採択対象とする。

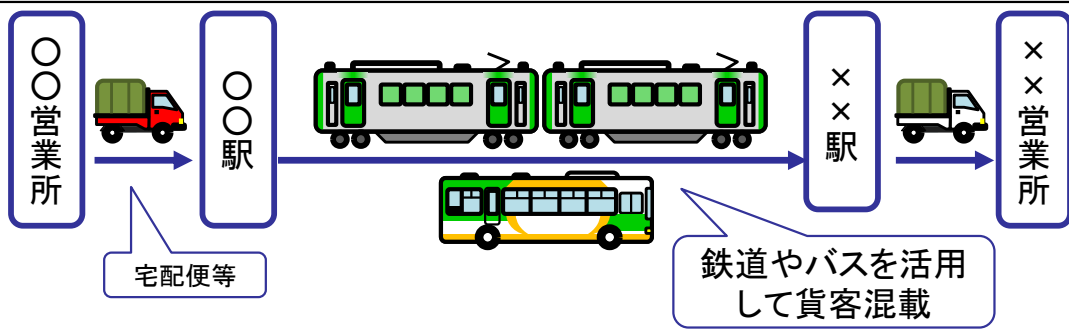
A) 荷主や輸送事業者等の連携・工夫による**輸送の効率化**



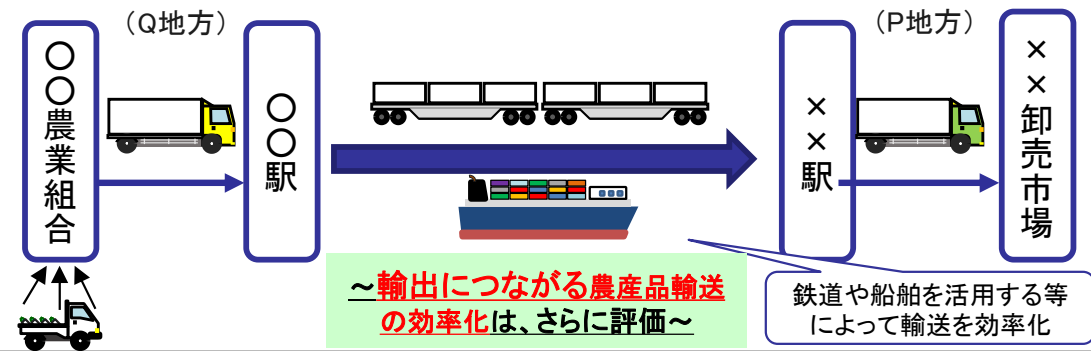
B) 複数企業による**混載または帰り荷を確保したモーダルシフト**や、**過疎地域**や館内物流における**共同配送**



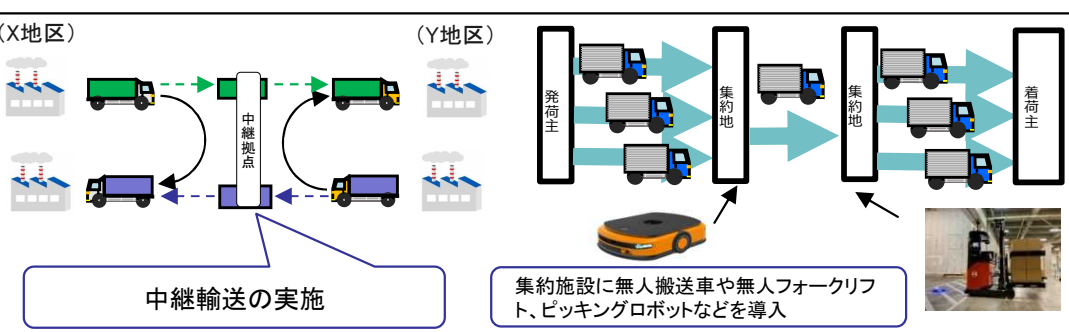
C) 旅客鉄道やバス等の空きスペースを活用した**貨客混載**



D) 鮮度保持コンテナの活用等による**農産品輸送の効率化**



E) **中継輸送**や流通業務への**省人化・自動化機器**を用いた輸送の効率化



F) 物流企業内や企業間の**事業再編**、企業間の**協調的投資**を伴う輸送の効率化

